

西会津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

19年度	住民基本台帳人口 (20. 3. 31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
	8,199	5,239,304	74,693	1,013,845	19.35	19.70

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

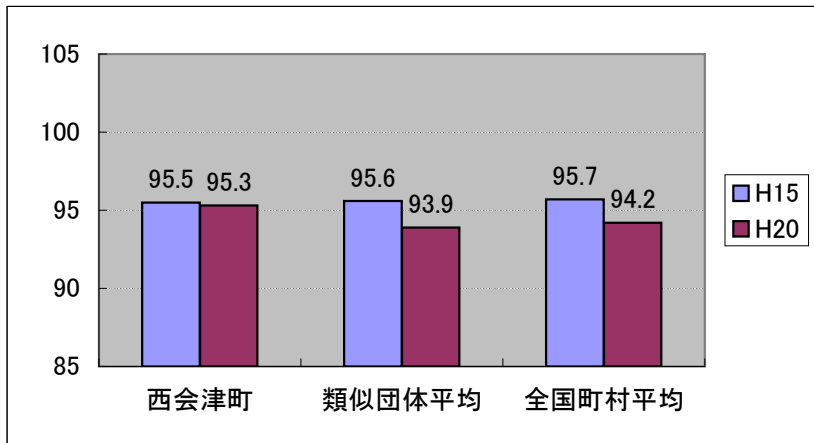
19年度	職員数 A	給 与 費			1人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
	人	千円	千円	千円	千円
	111	419,640	68,161	170,140 657,941	5,927

(注) 1 職員手当には退職手当は含まない。

2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西会津町	41.8 歳	321,800 円	355,400 円	347,382 円
福島県	43.4 歳	346,200 円	417,421 円	379,554 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
類似団体	43.6 歳	326,969 円	365,734 円	357,592 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西会津町	50.6 歳	315,100 円	378,700 円	350,350 円
福島県	50.3 歳	361,800 円	409,143 円	387,194 円
国	48.9 歳	284,679 円	—	320,623 円
類似団体	49.8 歳	301,039 円	320,875 円	317,202 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区分		西会津町	福島県	国
一般行政職	大学卒	174,300 円	181,000 円	172,200 円
	高校卒	141,900 円	146,300 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	139,000 円	154,500 円	—
	中学卒	127,000 円	139,250 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（20年4月1日現在）

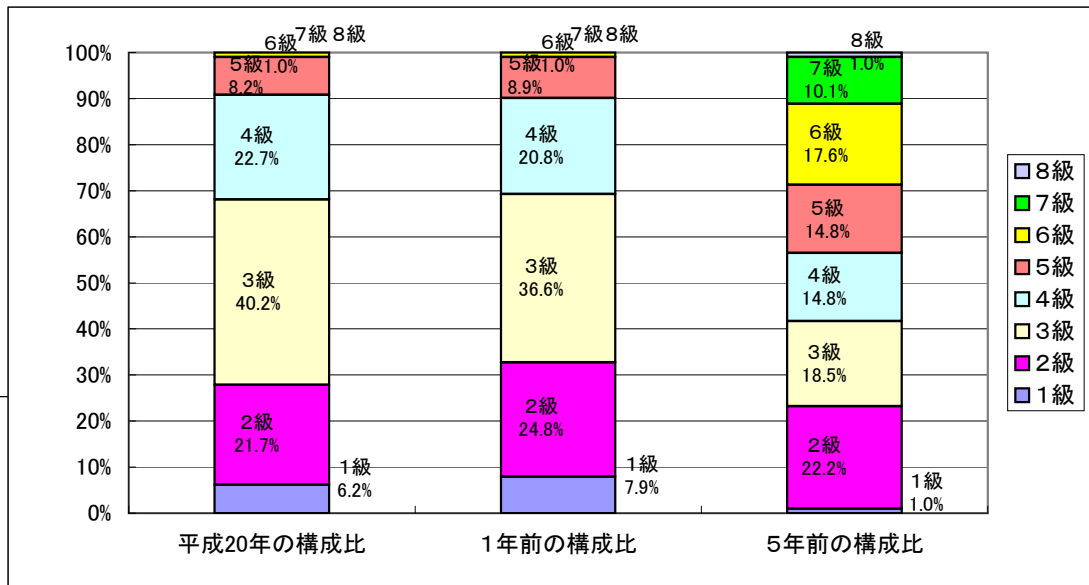
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,200 円	301,600 円	342,000 円
	高校卒	204,500 円	251,000 円	316,800 円
技能労務職	高校卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
	中学卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 人	構成比 %
1級	主事の職務	6	6.2
2級	副主査の職務	21	21.7
3級	係長又は主査の職務	39	40.2
4級	課長補佐又は主任主査の職務	22	22.7
5級	課長及び室長の職務 主幹の職務	8	8.2
6級	参事の職務	1	1.0

- (注) 1 西会津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西会津町	福島県	国
1人当たり平均支給額（19年度） 1,532 千円	1人当たり平均支給額（19年度） 1,828 千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 勤勉手当 1.50 月分	(19年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 勤勉手当 1.50 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(2) 退職手当（20年4月1日現在）

西会津町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年早期退職者特別措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年早期退職者特別措置 (2～20%加算)	
(退職時特別昇給)					
1人当たり平均支給額	8,052 千円				

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
—	— %	— %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度からの支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (20年4月1日現在)

支給実績 (19年度決算。ただし医師分は除く。)		454 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (19年度)		15.2 %	
手当の種類 (手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	税務事務に従事する職員	町税の賦課に関する事務に従事する場合	月額 1,000円
出張徴収事務手当	出張徴収事務に従事した職員	出張徴収事務に従事した場合	日額 300円
防疫作業手当	伝染病の防疫作業に従事した職員	伝染病が発生し、若しくは伝染病の疑いのある患者の収容その他の処置並びに伝染病患者及び集団発生地区又は発生のおそれのある地域の防疫作業等に従事した場合	日額 300円
医師手当	医師	医療業務に従事した場合	診療所長 月額630,000円 診療所長代理 月額620,000円
薬剤師手当	薬剤師	診療所の調剤業務に従事する場合	月額 3,000円
診療放射線業務及び診療エックス線業務手当	診療放射線技師及び診療エックス線技師	診療所の診療放射線業務及び診療エックス線業務に従事する場合	月額 3,000円
臨床検査業務手当	臨床検査技師	診療所の臨床検査業務に従事する場合	月額 3,000円
看護業務手当	診療所の看護業務に従事する職員	診療所に勤務する主任看護技師、主任准看護技師若しくは看護師及び准看護師又は町長がこれらに準ずると認める職員が、看護等の業務に従事する場合	月額 3,000円
用地交渉業務手当	用地交渉事務に従事した職員	用地交渉事務に従事した場合	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (19年度決算)	23,234 千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	185 千円
支給実績 (18年度決算)	17,657 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	147 千円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者や子等の扶養親族を有する職員 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,000円等 (16歳から22歳まで5,000円加算)	同じ	—	18,359 千円	248,094 円
住居手当	自らの居住のため住居を借受け、月額9,500円以上の家賃を払っている職員 上限 27,000円 自己所有の住居に居住している世帯主である職員 新築・購入から5年以内 月額 3,500円 新築・購入から6年以後 月額 2,500円	異なる	家賃12,000円以上を対象としている 自己所有 2,500円	4,462 千円	87,494 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関利用又は自家用車等により通勤することを常例とする職員 交通機関を利用する場合 月額運賃相当額 (57,000円を超える場合は、57,000円+その超えた額の1/2) 自家用車を利用する場合 2,300円から44,900円	異なる	交通機関 運賃55,000円以下 自家用車等 2,000円～24,500円	8,172 千円	95,033 円
管理職手当	課長職以上の管理・監督の地位にある職員 参事 44,600円 診療所長 150,100円 課長 42,300円 診療所長代理 123,500円 主幹 29,800円	異なる	8～25%	8,236 千円	686,400 円
寒冷地手当	寒冷地手当 11月から3月までの5ヶ月支給 7,360円から17,800円	同じ	—	8,851 千円	65,084 円

5 特別職の報酬等の状況 (20年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	730,800 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 811,000 円 / 321,000 円
	副町長	614,200 円	673,000 円 / 363,000 円
	議長	266,000 円	364,000 円 / 220,000 円
報酬	副議長	217,400 円	285,000 円 / 162,900 円
	議員	195,500 円	263,000 円 / 135,800 円
	町長	(19年度支給割合)	
期末手当	副町長	3.3 月分	
	議長	(19年度支給割合)	
	副議長	3.3 月分	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額 × 在職期間 × 支給率 (48/100)	(支給時期) 任期ごと
	副町長	給料月額 × 在職期間 × 支給率 (29/100)	任期ごと
	備考		

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

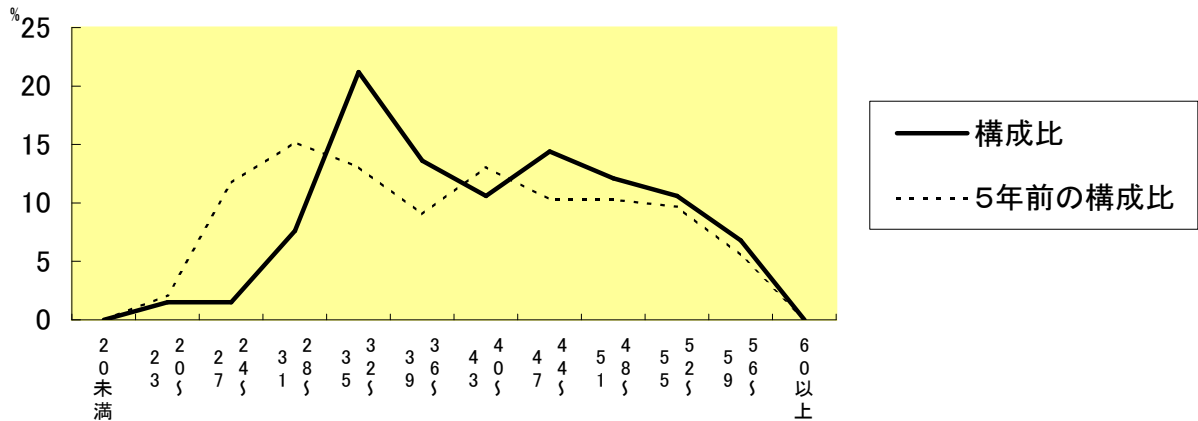
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成19年	平成20年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	事務の統廃合・民間等委託による人員減
		総務	39	37	△ 2	
		税務	7	7	0	
		民生	9	9	0	
		衛生	14	13	△ 1	
農水		13	13	0	退職による人員減	
商工		3	2	△ 1		
土木		8	8	0	事務の民間等委託による人員減	
計	96	92	△ 4			
	教育部門	15	15	0		
	小 計	111	107	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.07人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 146.89人)	
公営企業等	会計部門	水道	4	4	0	退職による人員減
		下水道	4	4	0	
		その他	18	17	△ 1	
		小 計	26	25	△ 1	
合計		137 [164]	132 [164]	△ 5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 195.59人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(20年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 3歳 23歳	24歳 3歳 27歳	28歳 3歳 31歳	32歳 3歳 35歳	36歳 3歳 39歳	40歳 3歳 43歳	44歳 3歳 47歳	48歳 3歳 51歳	52歳 3歳 55歳	56歳 3歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	2人	2人	10人	28人	18人	14人	19人	16人	14人	9人	0人	132人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
141人	128人	13人	9.21%

(参考) 西会津町定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成16年4月1日	平成26年4月1日	25人の削減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	計画期間						16年～20年 計	(参考) 数値目標
		15年 計画始期	16年 1年目	17年 2年目	18年 3年目	19年 4年目	20年 5年目		
一般行政	職員数	102	102	99	94	96	92	—	85
	増減		0	△3	△5	2	△4	△10 (58.82%)	△17
教育	職員数	16	15	16	16	16	16	—	13
	増減		△1	1	0	0	0	0 (0%)	△2
公営企業 等会計	職員数	28	28	26	27	26	25	—	22
	増減		0	△2	1	△1	△1	△3 (50.00%)	△6
計	職員数	146	145	141	137	138	133	—	120
	増減		△1	△4	△4	1	△5	△13 (52%)	△25

(注) 1 計画期間は、16年～26年までの10年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 技能労務職員等の見直しに向けた取組方針

(1) 基本的な考え方・取組内容

技能労務職員については、退職者不補充とし、必要な業務には外部委託で対応してきた。

今後も、新規採用は行わない。